

★6月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

特別加入制度について

特別加入制度とは、事務組合に事務を委託した場合、本来労災保険に加入できない事業主、役員、一人親方も労災保険に加入でき、業務上又は通勤途上のケガ・疾病を対象とした保険の給付が受けることが可能な制度です。

～ 療養(補償)等給付 ～

給付内容

労災指定病院において、必要な治療が無料で病院で受けられます。また、労災指定病院等以外の治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます



～ 休業(補償)等給付 ～

給付内容

傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合に給付基礎日額の8割が支給されます

～ 障害(補償)等給付 ～

給付内容

傷病が治った後に、障害等級に該当する障害が残った場合に、年金か一時金が障害の程度により支給されます

～ 介護(補償)等給付 ～

給付内容

障害(補償)等年金等を受給している方で、一定の障害を有し、現に介護を受けている場合に、介護の費用として支出した額(上限額あり)が支給されます

～ 遺族(補償)等給付 ～

給付内容

特別加入者が死亡した場合に、受給資格に該当する遺族に年金か一時金が支給されます

例：給付基礎日額1万円で、90日間休業し(最初の3日間は待期間)第1級の障害が残った場合

休業(補償)等給付

1万円 × 80% × (90日 - 3日) = 69万6千円

69万6千円 支給

障害(補償)等給付

・障害(補償)年金
1万円 × 313日 = 313万円

・障害特別支給金
342万円

655万円 支給



～お願い～

特別加入者の家族や親族にも、特別加入している事実や特別加入した団体名(トキワビジネス協同組合)を伝えておきましょう！

★令和8年6月の営業土曜日は
以下のとおりです。



6日(土)	休
13日(土)	休
20日(土)	休
27日(土)	休

詳細等は、当事務所へお問い合わせください。

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

